

第3回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 議事次第

進行 内閣府 アマ

議長 桑原一郎

議事録 関

1 開催日時

平成29年6月29日(木) 13:15~17:15

2 開催場所

茨城県原子力オフサイトセンター2階 全体会議室

3 議題

(1) 避難計画の充実化について

(2) 今後の進め方について

お盆前まつりオフサイト会議会議録

(3) その他

单证材料

PSO. OLT. 交通规则(小人) ~ 驾驶室, 行走之儿 等等由自体确认可行

· 宝来新嘉成江海. 7月25日以后下一年

· 水手节 ~ 政府新闻宣传部 教育局新闻局

· 船舶 - EAL2 → 3, 国内 - 国外, 一并登记船舶
前七~九航次

(以下) 船舶登记证簿, 船舶登记证

取样时数 - 3.

· 自由市 - 船舶登记及船舶航行证登记
原产地 航行 ~ 最远的国家

· 五大港口 - VPI 内河水上货物运输证及航行证

第3回 東海第二地域原子力防災協議会作業部会 参加者一覧

平成29年6月29日

部署等	
茨城県	原子力安全対策課
	厚生総務課 <small>医療福祉課</small>
	薬務課 <small>青木</small>
東海村	防災原子力安全課
日立市	総務部
	生活安全課 <small>川内</small>
ひたちなか市	生活安全課 <small>吉本</small>
那珂市	防災課 <small>河合 祐美</small>
水戸市	防災・危機管理課 <small>小林</small>
常陸太田市	防災対策課 <small>佐藤</small>
高萩市	危機対策課 <small>宇都宮</small>
笠間市	総務課 <small>吉川</small>
常陸大宮市	安全まちづくり推進課 <small>舟鳥</small>
鉾田市	総務課 <small>長澤</small>
茨城町	総務課 <small>小島</small>
大洗町	生活環境課 <small>坂崎</small>
城里町	総務課 地域防災室
大子町	総務課 <small>久保</small>
経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電 立地対策・広報室 <small>大庭</small>
	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業 課 <small>大庭</small>
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（地域防 災・訓練担当）付
	政策統括官（原子力防災担当）付（東海・大洗原 子力規制事務所）
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課 <small>木下 国博</small>
	監視情報課
	茨城地方放射線モニタリング対策官事務所

《オブザーバー》

部署等	
日本原子力発電株式会社	東海事業本部
	東海事業本部 地域共生部
	東海事業本部 東海・東海第二発電所
	本店 発電管理室

他地域の緊急時対応を踏まえた東海第二地域の計画充実化に向けた検討項目【平成29年6月29日現在】

検討項目	検討状況 ○:終了 △:着手、調整中 未了 ×:これから	備考	
大項目	小項目	総目	
県外避難先の調整	△		
1 はじめに			
2 東海第二地域の概要			
3 東海第二原子力発電所の概要	△		
4 原子力災害対策重点区域の概要	△		
5 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布	△		
6 居間流入人口(就労者等)の状況(PAZのみ)	△		
7 3 緊急事態における対応体制			
8 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置	○		
9 茨城県及び関係市町村の対応体制	△		
10 ● 災害対策本部の初動体制の整備	△		
11 ● 県訓練の計画、実施	△		
12 ● 職員の勤員計画作成	△		
13 ● 避難所運営体制の整備(避難所運営マニュアルの作成)	△		
14 国の対応体制	○		
15 国の職員・資機材等の緊急搬送	×		
16 オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	○		
17 連絡体制の確保	○		
18 住民への情報伝達体制	△		
19 国の広報体制	○		
20 国及び関係自治体による住民相談窓口の設置	△		
21 4 PAZ内の施設敷地緊急事態における対応			
22 茨城県及びPAZ自治体における初動対応	△		
23 住民への情報伝達	△		
24 PAZ内における避難体制	△		
25 ● 放射線防護対策施設の整備(5km圏内)	△		
26 PAZ内の学校・保育所の児童等の避難	△		
27 ● 学校等の避難計画の策定	△		
28 PAZ内の医療機関の避難	△		
29 ● 医療機関の避難計画策定及び避難先	△		
30 PAZ内の社会福祉施設の避難	△		
31 ● 社会福祉施設の避難計画策定及び避難先	△		
32 PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応	△		
33 ● 在宅の避難行動要支援者の避難先の確保	△		
34 ● 支援者の確保	△		
35 PAZ内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力	△		
36 ● 施設敷地緊急事態要避難者の避難手段と避難車両の需要把握	△		
37 PAZ内において施設敷地緊急事態での輸送能力の確保	△		
38 ● 施設敷地緊急事態要避難者の避難車両の確保	△		
39 ○ 県バス協会、ハイヤー・タクシー協会との協定締結	△		
40 ○ 陸自との協定締結	×		
41 ○ 電力事業者による支援の協議	×		
42 避難により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応	△		
43 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策	△		
44 ● 自然災害等による道路寸断等に伴う道路啓開	△		
45 ○ 県建設業協会との協定締結	△		
46 ○ 陸自との協定締結	×		

47	5 PAZ内の全面緊急事態における対応	
48	PAZ内の住民の避難先及び避難住民数	△
49	● 避難先の確保	△
50	PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数	△
51	全面緊急事態で必要となる輸送能力	○
52	● 住民の避難手段と需要把握	○
53	全面緊急事態で必要となる輸送能力の確保	△
54	● 住民の避難車両の確保	△
55	◎ 県バス協会との協定締結	△
56	◎ 陸自との協定締結	×
57	自家用車で避難できない住民の数及び一時集合所への避難等	△
58	PAZ内から避難先施設までの主な経路	△
59	● 避難経路の選定(代替避難ルートを含む)	△
60	避難を円滑に行うための対応策	×
61	自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整	△
62	6 UPZ内における対応	
63	UPZ内における防護措置の考え方	○
64	一時移転等に備えた関係者の対応	△
65	一時移転等を行う際の情報伝達	△
66	UPZ内住民の一時移転等	△
67	● 避難先(一般住民)の確保	△
68	UPZ内の学校・保育所等の防護措置	△
69	● 学校等の避難計画の策定	△
70	UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム	△
71	● 避難先(病院)の避難先の確保	△
72	UPZ内の社会福祉施設等の避難先	○
73	● 避難先(社会福祉施設)の避難先の確保	○
74	UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置	△
75	避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等	△
76	● 放射線防護施設の整備(5~10km圏内)	△
77	UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保	△
78	● 避難に必要となる避難手段の需要把握	○
79	● 避難手段の確保	△
80	◎ 県・他県バス協会との協定締結	△
81	◎ 陸自との協定締結	×
82	UPZ内から避難所までの主な経路	△
83	● 避難経路の選定(代替避難ルートを含む)	△
84	● 緊急交通路、緊急輸送道路、交通規制の整理	△
85	自然災害等により避難先が被災した場合の避難先	△
86	他の地方公共団体からの応援計画(相互応援協定)	△
87	7 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄、供給体制	
88	PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制	○
89	UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制	○
90	原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制	×
91	関係市町村における行政備蓄	○
92	茨城県の物資供給等に関する協定締結状況	△
93	PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制	△
94	● 備蓄物資、備蓄資機材の配備	△
95	● 資機材、生活物資等の供給体制の整備	△
96	◎ 県トラック協会との協定締結	×
97	◎ 陸自との協定締結	×
98	物資集積拠点・一時集結拠点	△
99	● 放射線防護資機材の備蓄箇所の選定	△
100	● 物資集積拠点箇所(1次、2次)の選定	△

101	電力事業者による生活物資等の支援体制	△	
102	国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制	△	
103	国による物資(燃料)の供給体制	△	
104	主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体	△	
105	8 緊急時モニタリングの実施体制		
106	緊急時モニタリングセンターの体制	△	
107	東海第二地域の放射線モニタリング体制	△	
108	● 緊急時モニタリング体制の整備	△	
109	● 電力事業者によるモニタリング協力	△	
110	● 放射性ヨウ素の測定体制の整備	△	
111	茨城県における環境放射線モニタリング体制	△	
112	● 緊急時モニタリング実施要領の策定	△	
113	● 緊急時モニタリング体制の整備	○	
114	● 放射性ヨウ素の測定体制の整備	△	
115	緊急時モニタリング結果の共有及び公表	○	
116	緊急時モニタリング実施計画	○	
117	緊急時モニタリングに係る動員計画	○	
118	東海第二地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位	△	
119	日本原電による緊急時モニタリング	△	
120	9 原子力災害時の医療の実施体制		
121	PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布	△	
122	避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布	△	
123	● 安定ヨウ素剤の事前配布	△	
124			
125	● 安定ヨウ素剤の緊急配布方法、体制の整備	△	
126			
127	避難退域時検査場所の候補地	△	
128	● 避難退域時検査場所の候補地の選定	△	
129	避難退域時検査場所の運営体制	△	
130	● 避難退域時検査の実施体制、資機材の整備	△	
131	◎ 資機材整備の方針	△	
132	◎ 電力事業者との避難退域時検査協力の協議	×	
133	◎ 陸自との協定締結	×	
134	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制	△	
135	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制	△	
136	避難退域時検査場所における活動基本フロー	○	
137	原子力災害時における医療体制	△	
138	● 原子力災害医療協力機関の登録、拠点病院の指定	○	
139	10 国の実動組織の支援体制		
140	東海第二地域周辺の主な実動組織の所在状況	×	
141	実動組織の広域支援体制	△	
142	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	△	
143	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	×	
144	自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例	△	
145	● 実動組織の役割分担(県警、地元消防、海保、自衛隊)	△	

地域原子力防災協議会の設置について

説明アリ

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙3)

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上）※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

とまり

泊地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
泊地域原子力防災協議会

目 次

1. はじめに	P.3
2. 泊地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.21
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.41
6. UPZ圏内における対応	P.52
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.80
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.91
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.100
10. 実動組織の支援体制	P.110

1. はじめに

・この「泊地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した泊地域原子力防災協議会において、北海道電力(株)泊発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む北海道及び関係町村の地域防災計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. 泊地域の概要

泊発電所の概要

- ▶ 泊発電所は、北海道電力㈱が北海道古宇郡泊村に設置している原子力発電所である。
- ▶ 泊発電所は、平成元年6月に1号機の営業運転を開始。平成3年に2号機、平成21年に3号機の営業運転を開始している。

北海道電力㈱泊発電所について

(1) 所在地 北海道古宇郡泊村

(2) 概要

1号機 : 57.9万kW・PWR

2号機 : 57.9万kW・PWR

3号機 : 91.2万kW・PWR



(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成28年9月現在)

1号機 : 昭和59年 8月／平成元年 6月／ 27年

2号機 : 昭和59年 8月／平成 3年 4月／ 25年

3号機 : 平成15年11月／平成21年12月／ 6年

原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 北海道地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5km圏内のPAZ圏内、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 泊地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は泊村、共和町、岩内町の2町1村にまたがり、UPZ圏内は10町3村にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

2町1村(泊村、共和町、岩内町) 住民数: 2,905人*

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

10町3村(泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)

住民数: 75,936人*

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ圏内人口は2,905人、UPZ圏内人口は75,936人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で78,841人。

関係町村名	PAZ圏内 (概ね5km圏内)		UPZ圏内 (概ね5~30km圏内)		合 計	
泊村	1,435人	758世帯	312人	177世帯	1,747人	935世帯
共和町	1,470人	697世帯	4,744人	2,194世帯	6,214人	2,891世帯
岩内町	0人	0世帯	13,428人	7,060世帯	13,428人	7,060世帯
神恵内村			923人	490世帯	923人	490世帯
寿都町			386人	275世帯	386人	275世帯
蘭越町			4,940人	2,321世帯	4,940人	2,321世帯
ニセコ町			5,056人	2,525世帯	5,056人	2,525世帯
俱知安町			16,154人	8,536世帯	16,154人	8,536世帯
積丹町			2,261人	1,159世帯	2,261人	1,159世帯
古平町			3,344人	1,854世帯	3,344人	1,854世帯
仁木町			3,449人	1,801世帯	3,449人	1,801世帯
余市町			19,879人	10,117世帯	19,879人	10,117世帯
赤井川村			1,060人	494世帯	1,060人	494世帯
合 計	2,905人	1,455世帯	75,936人	35,003世帯	78,841人	40,458世帯

※人口:平成27年12月31日現在

7

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、泊村、共和町及び岩内町全体での他市町村からの昼間流入人口は、約3,200名／日。
- また、平成24年経済センサスによると、北海道電力関連企業を中心に174事業所、約2,220人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	道内他市町村からの流入人口	道内他市町村への流出人口	差引増△減
泊村	1,301人	211人	1,090人
共和町	952人	1,397人	△445人
岩内町	980人	1,731人	△751人

※ 平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計(総務省統計局)

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
泊村	堀株	31	1,133人
	茅沼	16	195人
	白別	4	18人
	泊	27	140人
合 計		78	1,486人

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
共和町	宮丘	9	48人
	発足	18	114人
	梨野舞納	66	522人
	合 計	93	684人

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
岩内町	大浜	3	46人

※総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報
を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。

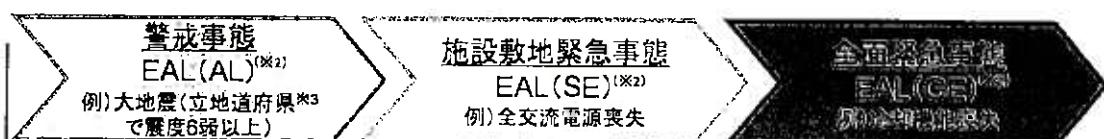
8

3. 緊急事態における対応体制

9

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル : EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



施設敷地緊急事態要避難者^(※4)
の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※4)
の避難開始・屋内退避

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

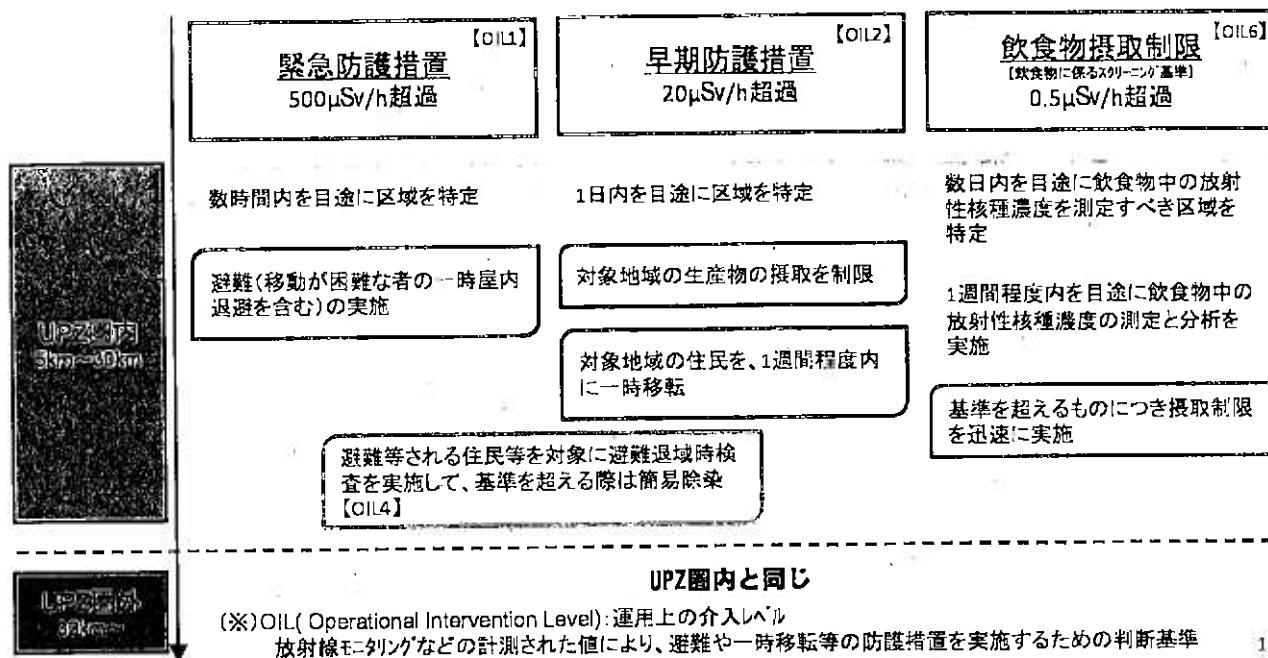
屋内退避の準備

屋内退避



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency
- (※3) 北海道電力株式会社泊発電所については、後志管内に限る。
- (※4) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (※5) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※6) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

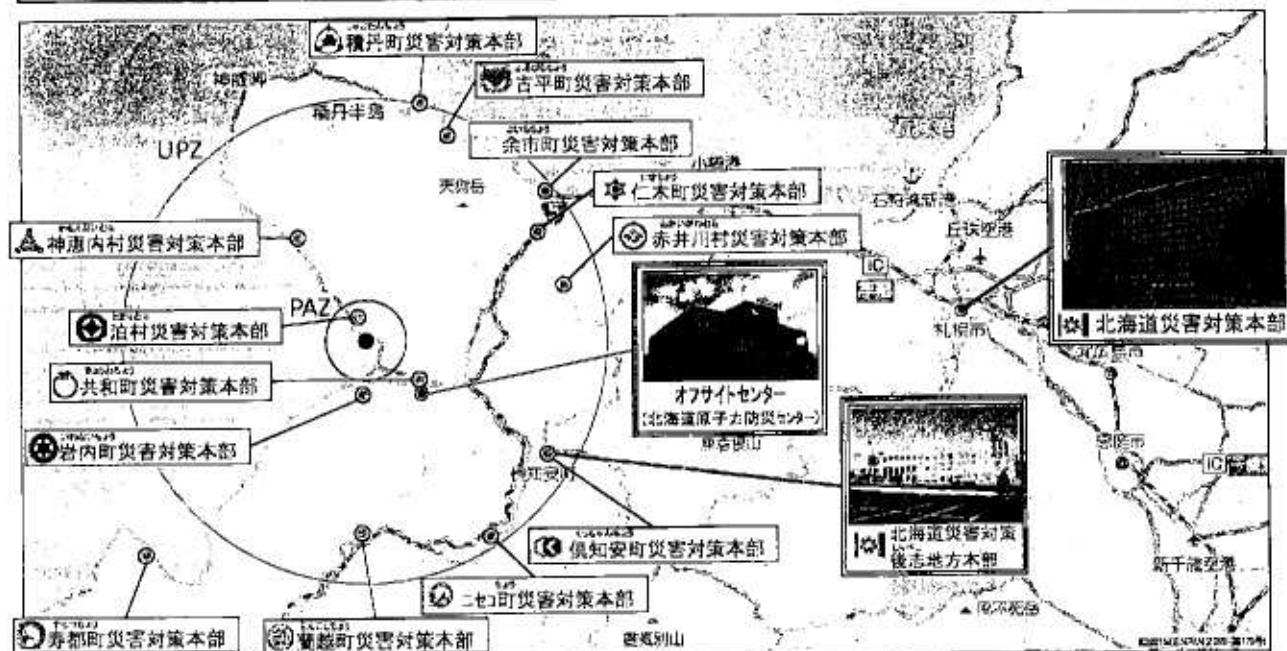
- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



11

北海道及び関係町村の対応体制

- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係町村の災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ圏内における避難行動要支援者の避難準備を開始。

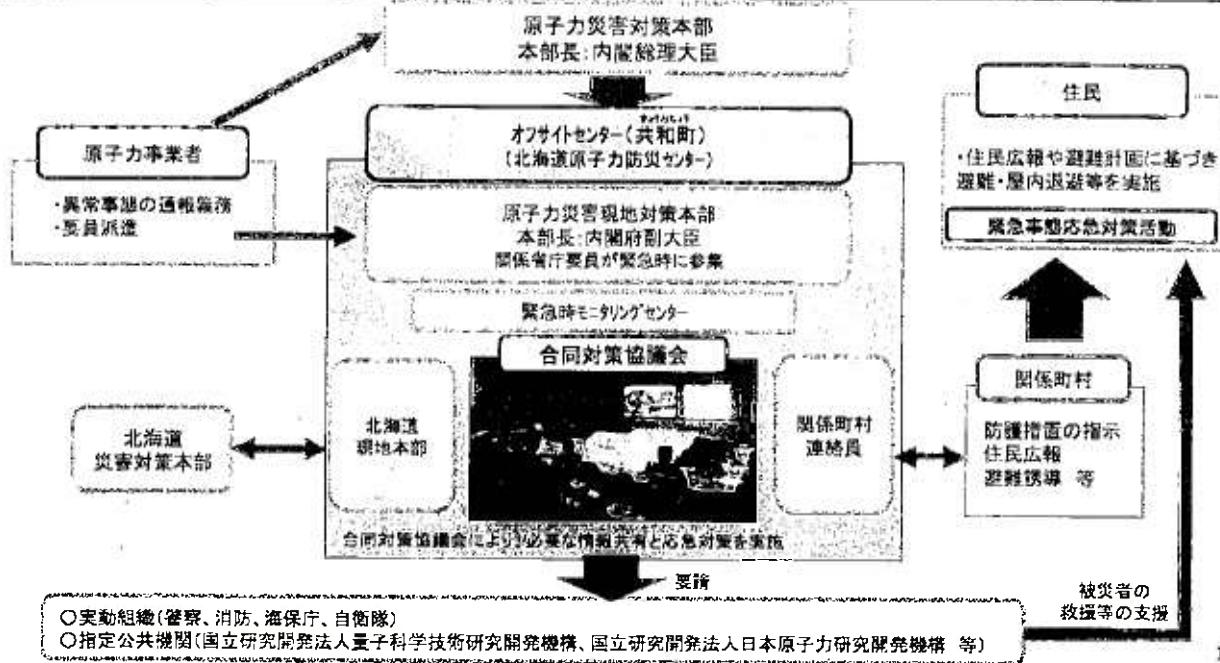


* 蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

12

国の対応体制

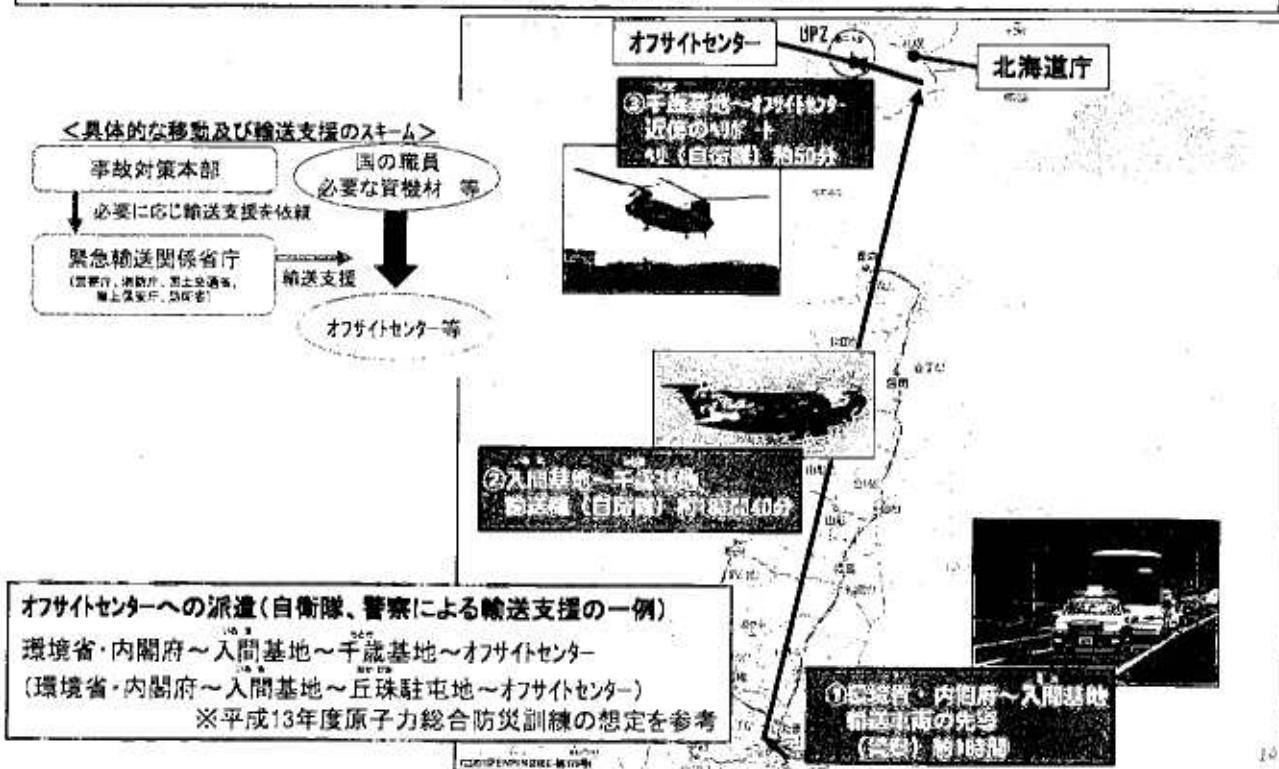
- 沿村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道・町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



13

国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び北海道庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



14

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、北海道電力が用意する電源車で継続して電源を供給。

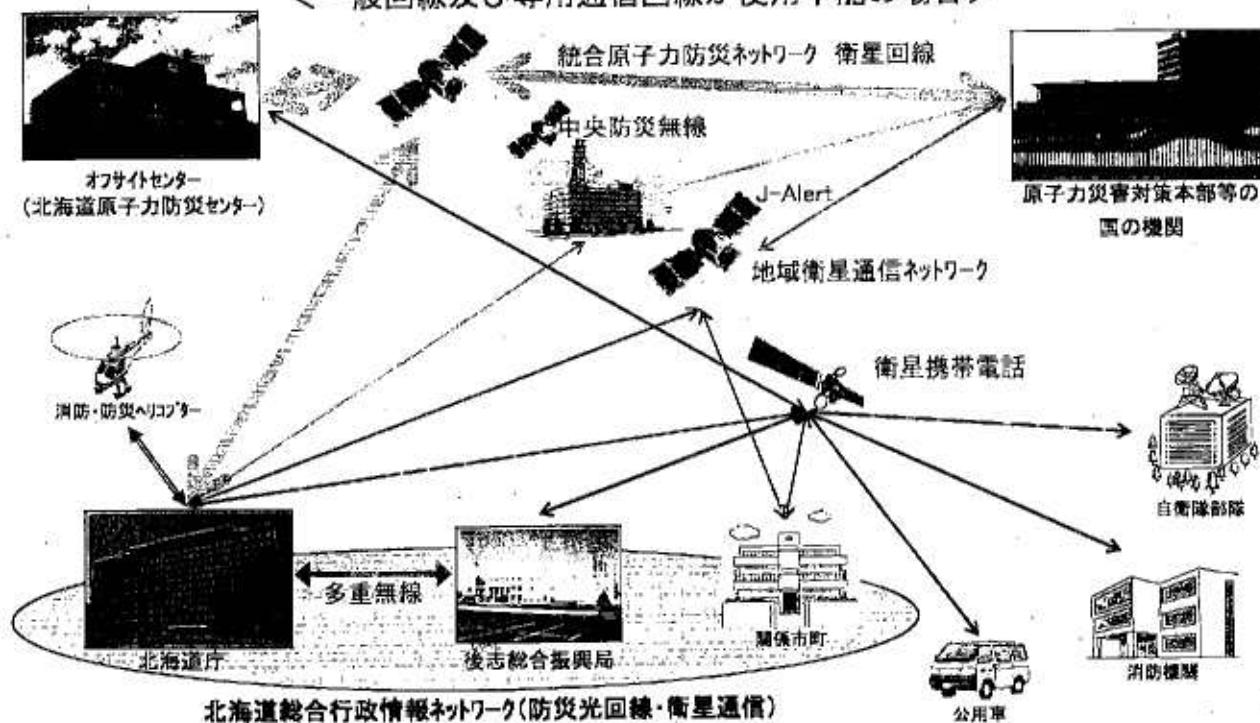


15

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

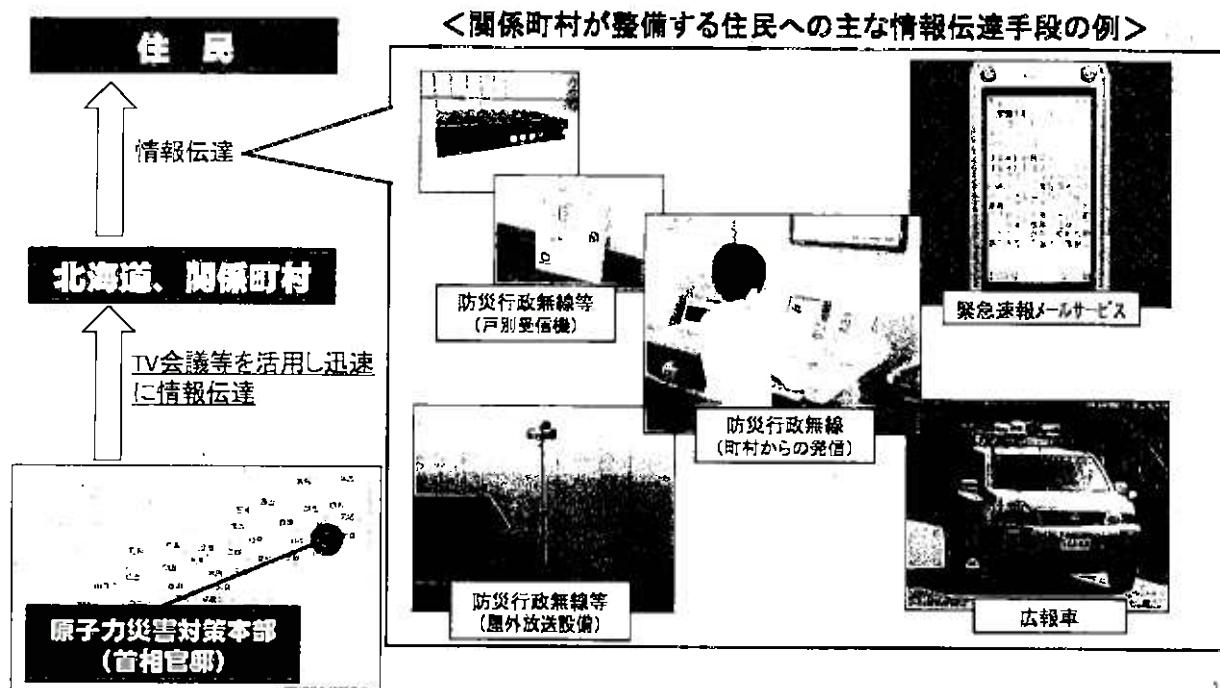
<一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合>



16

住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、有線放送(緊急告知放送)、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

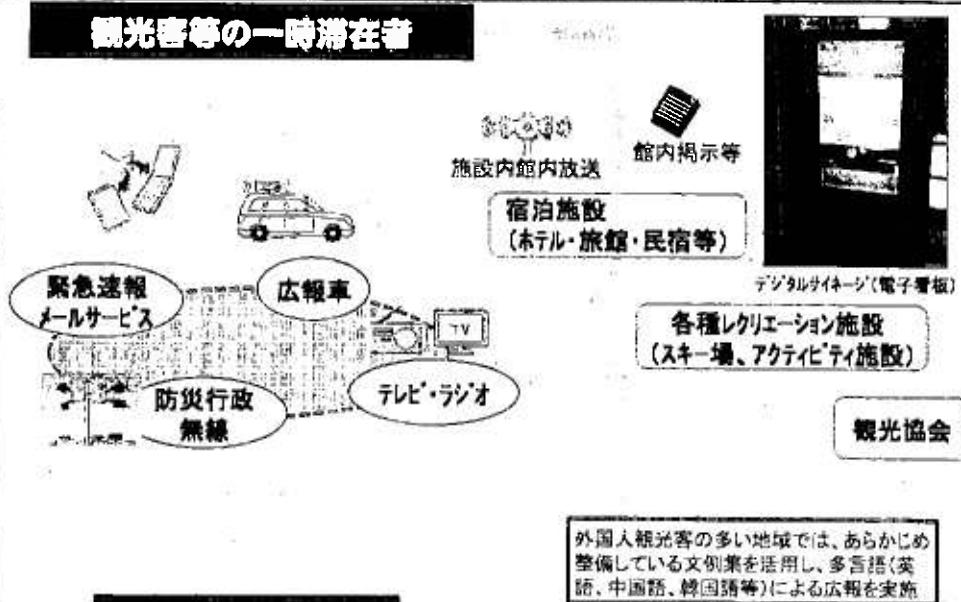
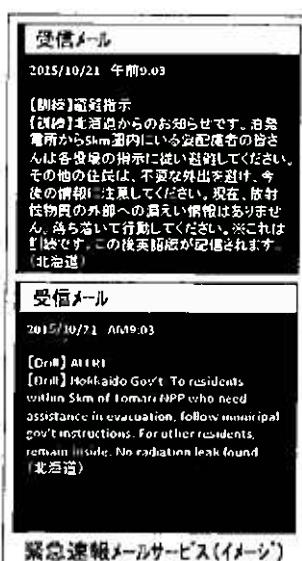


17

観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して、通信連絡網を活用して連絡を行い、一時滞在者に情報を伝達。
- 外国人観光客が多い地域では、あらかじめ整備している文例集を活用し、英語など多言語により情報を伝達。

観光客等の一時滞在者



*通信連絡網を活用し連絡

18

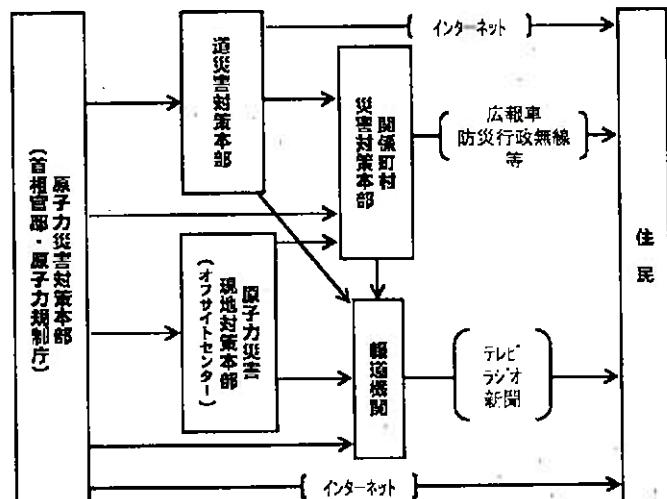
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

〔一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有〕

【情報発信のイメージ】



19

国、北海道及び関係町村による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関[国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構]等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、北海道及び関係町村の問合せ対応を支援。

北海道及び関係町村における対応

- 北海道及び関係町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ③住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求(北海道電力) |



20

4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応

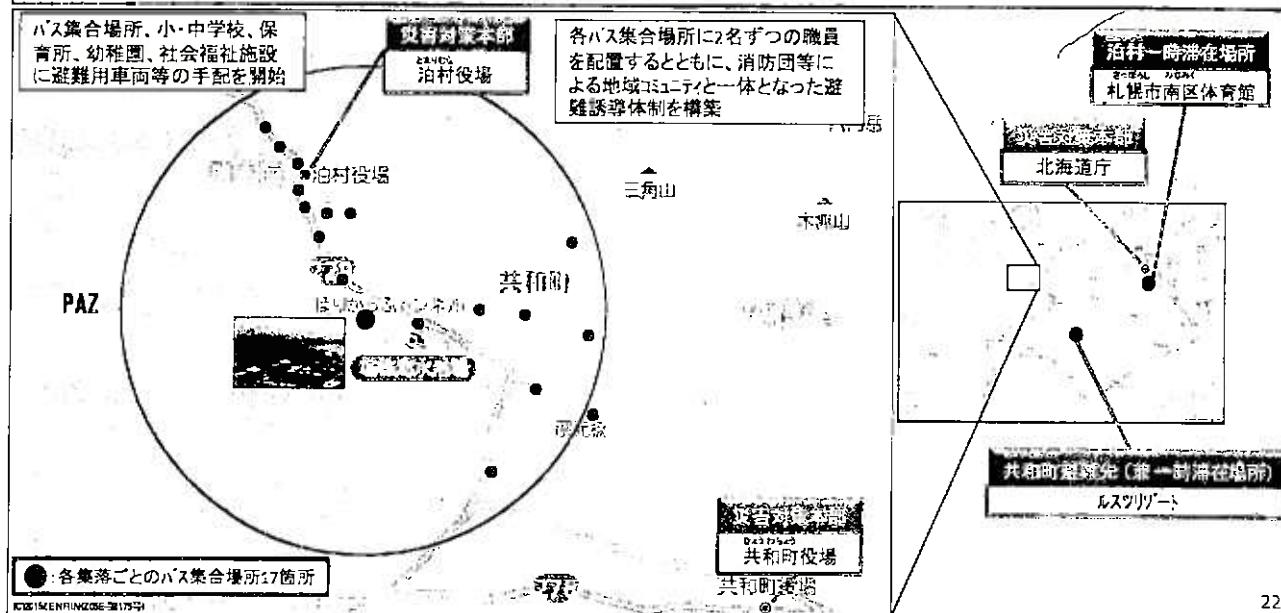
<対応のポイント>

- PAZ圏内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
- PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
- 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
- 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

21

北海道及び泊村、共和町における初動対応

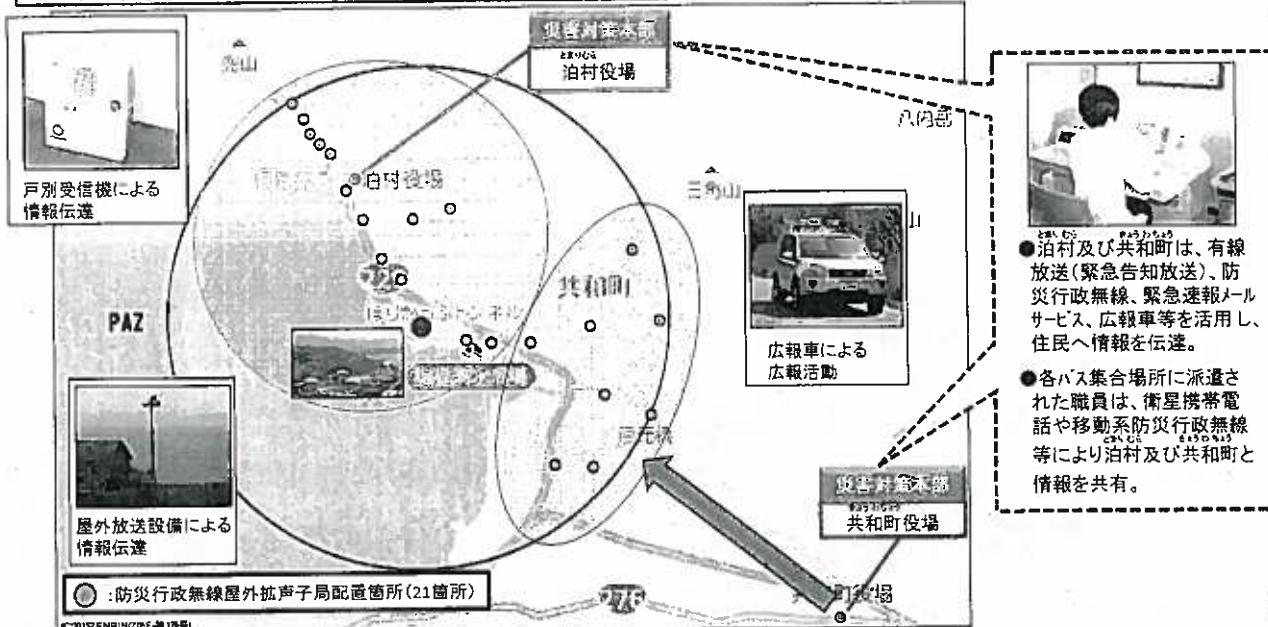
- 北海道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に警戒本部を設置し、要員約80名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 泊村及び共和町は、警戒事態が発生した段階で、両役場に警戒本部を設置し、全職員(泊村約70名、共和町約100名)が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、北海道、泊村及び共和町は、バス集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- 泊村及び共和町は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



22

住民への情報伝達

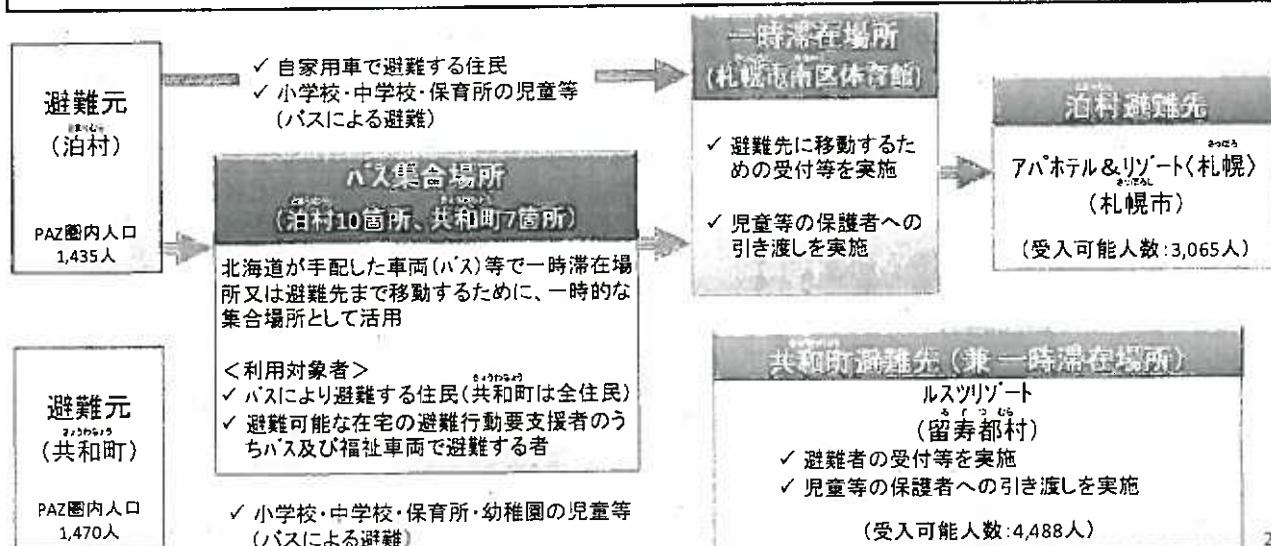
- 泊村は、有線放送(緊急告知放送)、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。共和町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、泊村及び共和町と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織(地域会・町内会)は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、泊村及び共和町から実施。



23

PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、泊村及び共和町は住民広報、バス集合場所の開設を行い、北海道は北海道バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。また、北海道、泊村及び共和町は一時滞在場所の開設準備要請を行うとともに、泊村及び共和町は職員を一時滞在場所に派遣する。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、泊村及び共和町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先及び一時滞在場所へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、泊村及び共和町は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民(共和町は全住民)は、バス集合場所に集合し、その後、一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。



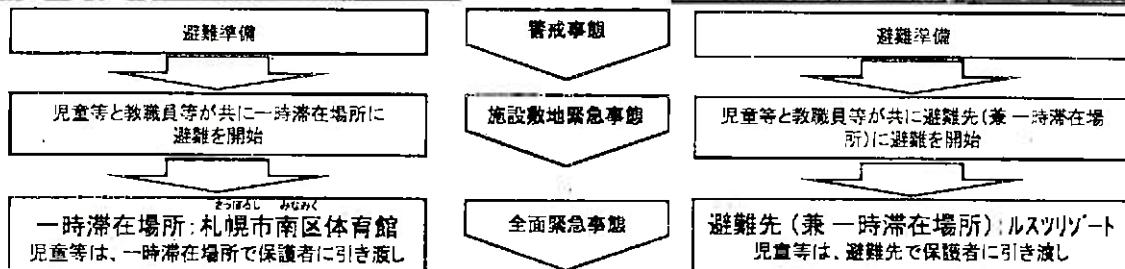
24

PAZ圏内に係る学校・保育所・幼稚園の避難

- PAZ圏内に係る小中学校の児童等(4施設、約260人)及び保育所・幼稚園の幼児(2施設、約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに一時滞在場所又は避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 全ての学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定済。

泊村			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
泊小学校※1	89人	14人	103人
泊中学校	50人	15人	65人
とまり保育所	38人	8人	46人
合計	177人	37人	214人

共和町			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
北辰小学校	79人	11人	90人
共和中学校※2	39人	3人	42人
はまなす幼稚園センター	55人	18人	73人
合計	173人	32人	205人



※1: 泊小学校はUPZ圏に所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。

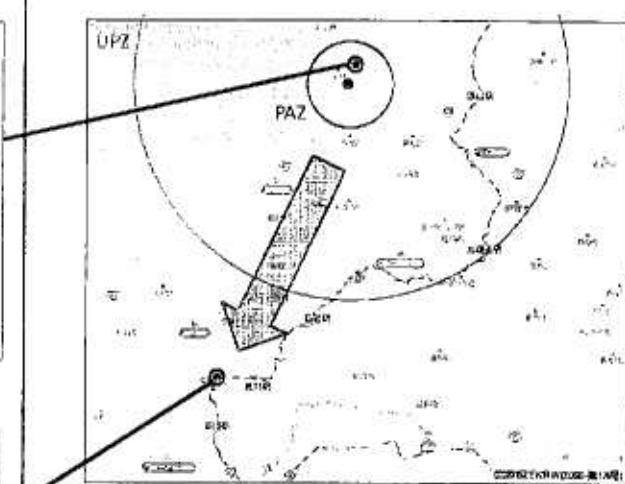
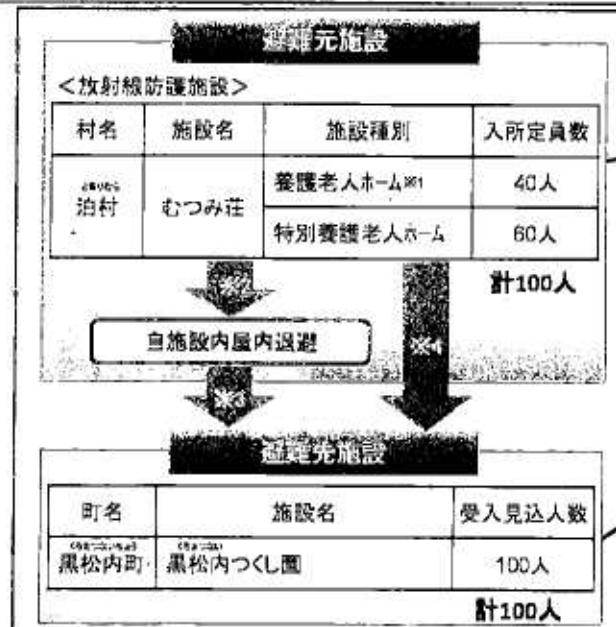
※2: 共和中学校はUPZ圏に所在するが、全生徒(157人)のうち、PAZ圏内に自宅が所在する生徒(39人)及び生徒に随行する教職員等(3人)については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ圏内に自宅が所在する生徒(118人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。

※3: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

25

PAZ圏内の社会福祉施設の避難

- PAZ圏内の社会福祉施設(泊村の2施設100人)は、個別避難計画を策定済であり、UPZ圏外の黒松内町にある施設を避難先として確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたむつみ荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、北海道が受入先を調整。



※1 短期入所者10人を含む

※2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

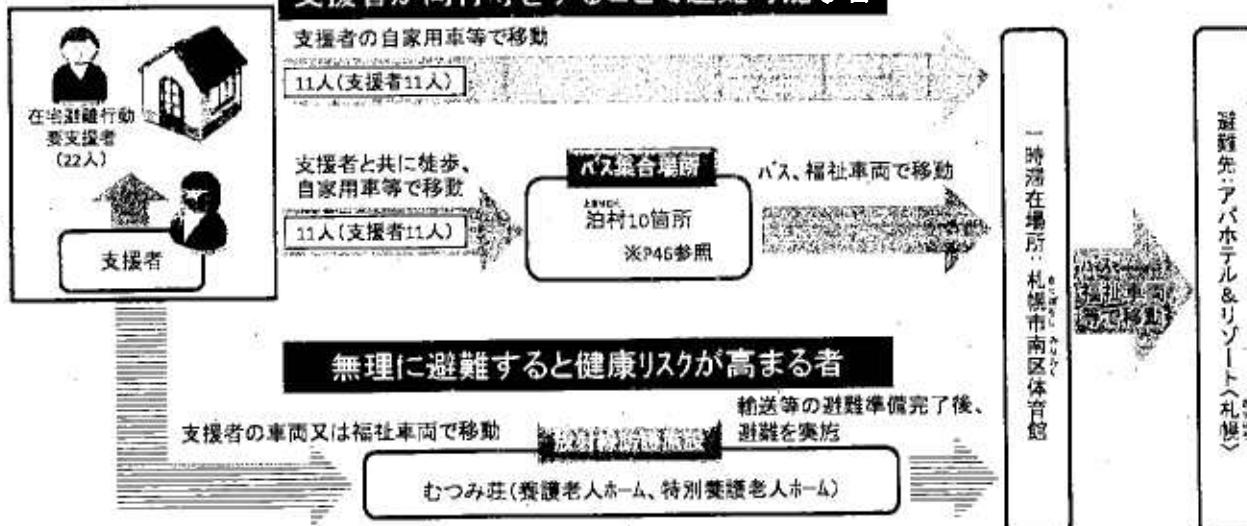
※3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

26

- 在宅の避難行動要支援者22人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者



無理に避難すると健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動
輸送等の避難準備完了後、
避難を実施

むつみ荘(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)

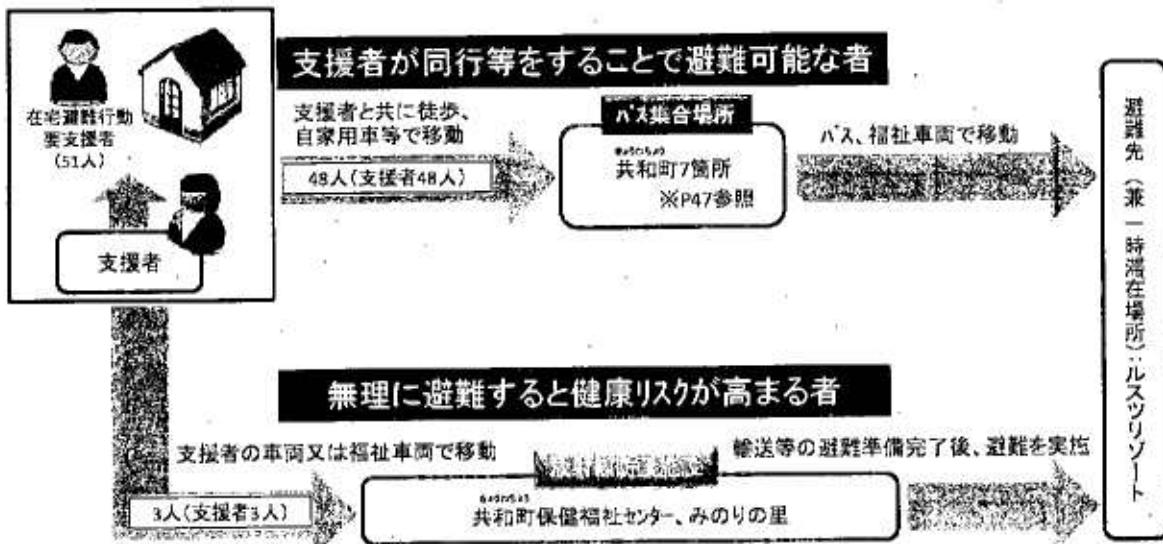
※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

27

共和町におけるPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者51人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共にバス集合場所に移動し、バス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者



無理に避難すると健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動
輸送等の避難準備完了後、避難を実施

3人(支援者3人)

共和町保健福祉センター、みのりの里

※ 避難行動要支援者の数は平成28年7月1日現在。

28

PAZ圏内の観光客等の一時滞在者の避難

- ▶ 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅を要請。
- ▶ 自力で帰宅できない観光客等の一時滞在者については、広報車によりバス集合場所を周知し、バス集合場所からバス避難を実施。



<PAZ圏内の観光施設の状況>

町村名	施設名	観光客数
泊村	とまりん館・堀株海水浴場	470人程度

※観光客数については、平成27年12月31日現在のPAZ圏内における入場ピーク時（7月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

29

PAZ圏内の民間企業の従業員の数

- ▶ PAZ圏内の民間企業は174社(約2,220人)存在。
- ▶ 各民間企業は、施設敷地緊急事態において、泊村、共和町、岩内町の要請により従業員の帰宅を実施。

<PAZ圏内の民間企業の状況>

町村名	民間企業名	従業員数
泊村	農林業(1社)	34人
	製造業(3社)	17人
	商業(20社)	94人
	医療福祉(3社)	28人
	サービス業等(51社)	1,313人
共和町	農林業(5社)	24人
	鉱業(1社)	2人
	製造業(2社)	19人
	商業(21社)	240人
	医療福祉(4社)	28人
	サービス業等(60社)	371人
岩内町	製造業(3社)	46人
合計(174社)		2,216人

※ 総務省・経済産業省『平成24年経済センサス活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。
※ 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

30

泊村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約450人について、バス14台、福祉車両17台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様12台）。

対象者	人数	輸送手段			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗り6台) (30人乗り1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗り) (入所者74人+職員51人)	5台 (1人乗り) (入所者5人+職員5人)	12台 (1人乗り2台) (2人乗り10台) (入所者21人+職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+支援者11人+安定3カ素剤服用不適切者3人)	1台 (30人乗り) (要支援者11人+支援者11人+安定3カ素剤服用不適切者3人)	0台	0台	安定3カ素剤の服用が不適切な者12人のうち、バスにより避難する者は3人、自家用車で避難する者は9人。 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当たり40人程度の乗車を想定。1日あたりの観光施設の入場見込み人数470人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P28】
合計	454人	14台	5台	12台	

※1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

※2 バスは、2種類の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定

31

泊村における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、泊村及び北海道電力が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

確保先	対象者	確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
	(A) 必要車両台数	14台	5台	12台	
	(B) 確保車両台数	計14台以上	計5台以上	計12台以上	
泊村	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	4台	2台	2台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(2台)、40人乗り(2台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
北海道バス協会	福祉車両 (車椅子仕様)	10台以上	—	—	PAZ-UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
北海道電力	福祉車両 (車椅子仕様)	—	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

* 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

32

共和町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約320人について、バス10台、福祉車両3台(車椅子仕様)。

対象者	人数	想定対象者数			備考
		バス※1	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所・幼稚園の児童等の避難	205人 (児童等173人+教職員等32人) (3箇所)	7台 (40人乗り)	0台	0台	【資料P25】
在宅の避難行動要支援者等の避難※4	109人 (要支援者48人+支援者48人+安定の素剤服用不適切者13人)	3台 (40人乗り) (要支援者48人+支援者48人+安定の素剤服用不適切者13人)	0台	0台	安定の素剤の服用が不適切な者13人 【資料P28】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	8人 (要支援者3人+支援者3人)	0台	0台	3台 (1人乗り) (要支援者3人+支援者3人)	放射線防護施設に輸送 【資料P28】
合計	320人	10台	0台	3台	

※1 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は共和町で必要となる車両台数を合算

※3 バスは40名乗りを想定

※4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うままで放射線防護施設内に屋内退避

33

共和町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

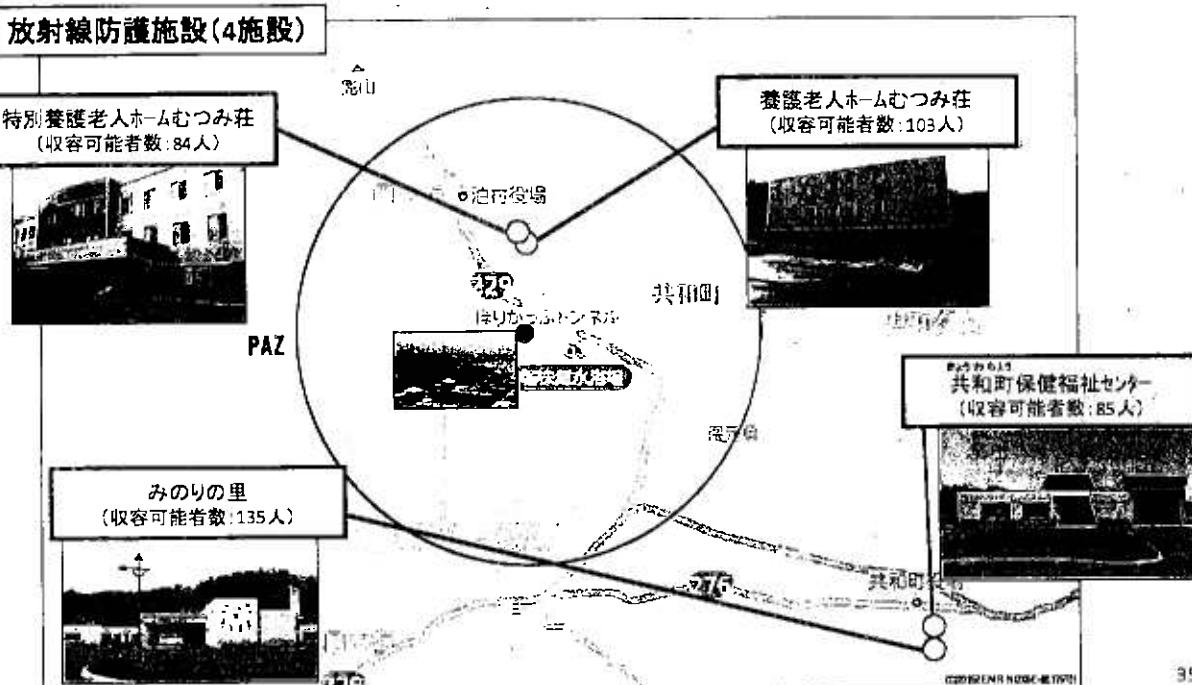
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、共和町が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

確保先	対象者	確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	10台	0台	3台		
(B) 確保車両台数	計10台以上	計1台以上	計3台以上		
共和町	8台	1台	5台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(1台)、40人乗り(7台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り	
北海道バス協会	2台以上	—	—	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が 保有する車両総数1,252台	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

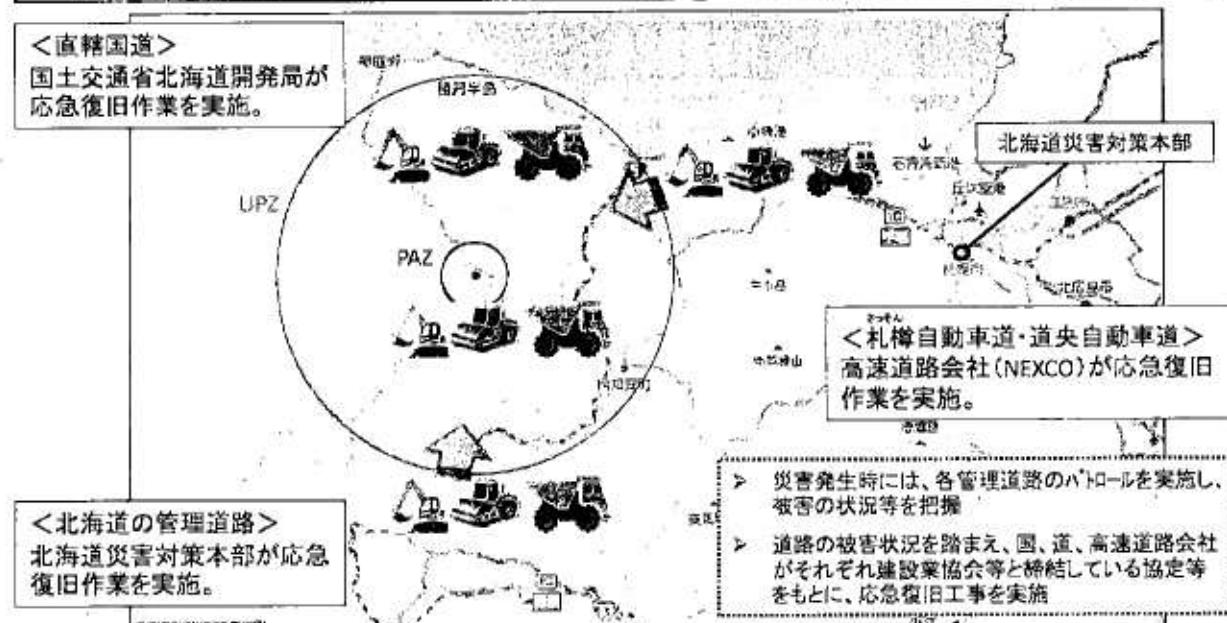
34

- ▶ 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(4施設)へ収容。
 - ▶ これら4施設では、施設入所者とPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者等を最大407人収容可能。
 - ▶ また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
 - ▶ さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。



自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、北海道、泊村及び共和町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
 - 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



降雪時の避難経路の確保

- 北海道は地域防災計画に基づき毎年度、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



37

暴風雪時における対応

- 暴風雪時(暴風雪警報または暴風雪特別警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。

<各緊急事態の区分における暴風雪時の対応策>

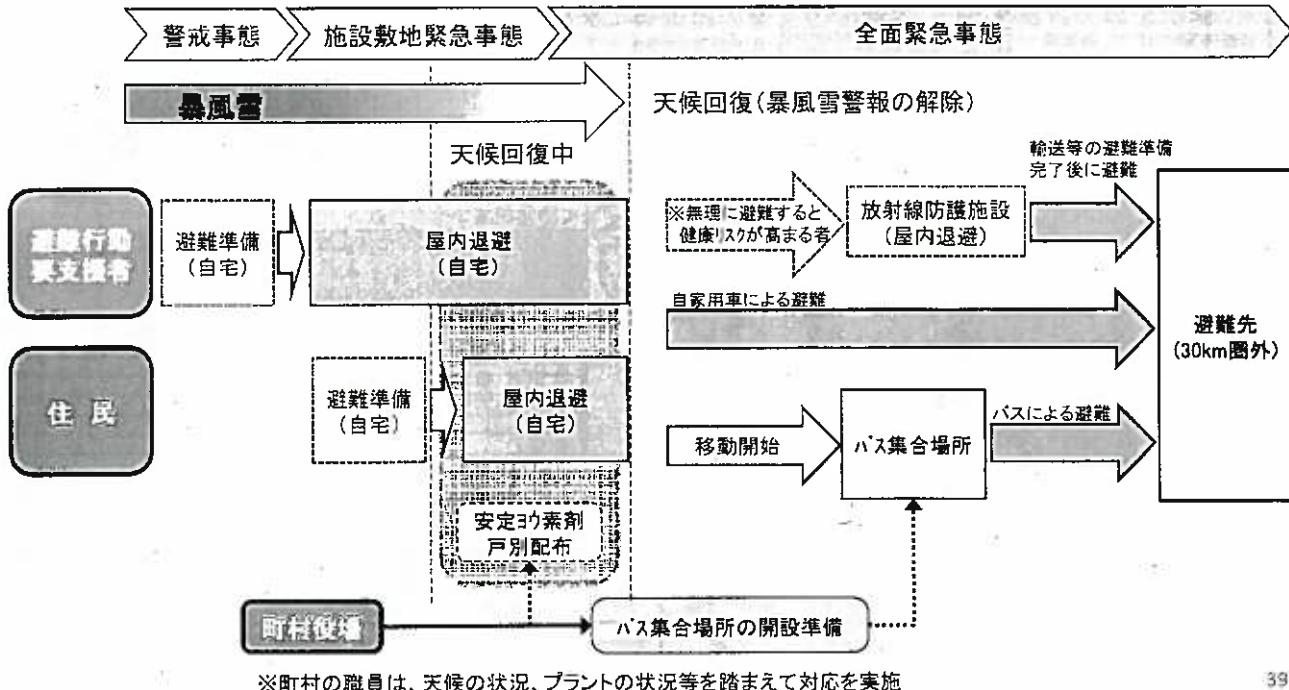
緊急事態の区分	対象住民の区分	対応策
警戒事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施
施設敷地緊急事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施し、屋内退避を優先
	PAZ圏内住民	・避難準備を実施
全面緊急事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定効素剤の服用
	PAZ圏内住民	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定効素剤の服用
	UPZ圏内避難行動要支援者 UPZ圏内住民	・屋内退避を実施

38

暴風雪時におけるPAZ圏内の防護措置

- ▶ PAZ圏内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後は道路状況、プラントの状況等を確認後、避難を実施。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞

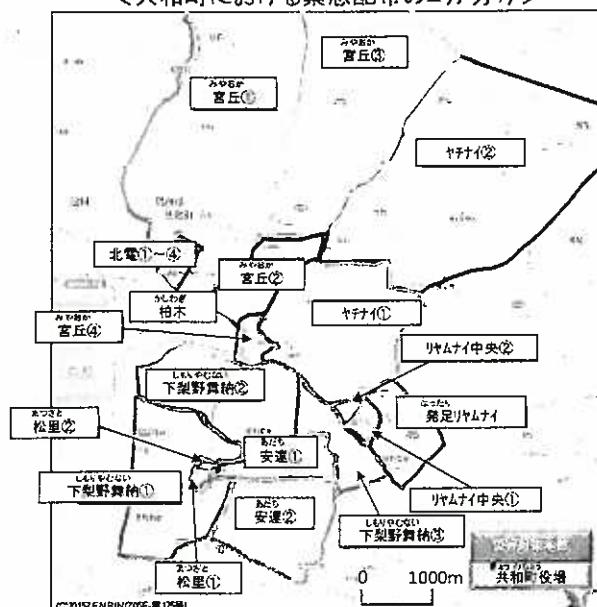


37

PAZ圈内における暴風雪時の安定剤の配布体制

- 避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布を行う共和町では、暴風雪のため避難行動の開始が遅れるような事態となった場合には、施設敷地緊急事態等の早い段階で、PAZ圏内において、町職員等40人が2人1組となり、安定ヨウ素剤の戸別配布を実施し、住民の予防服用体制を確保。
 - 暴風雪時に全面緊急事態に至った場合、住民は町村の指示に従い安定ヨウ素剤を服用。

〈共和町における緊急配布の刊行分け〉



緊急配布地区	配布対象世帯及び人数	緊急配布地区	配布対象世帯及び人数
みやおか 宮丘地区①	18世帯41人	はったり 発足リヤムナイ地区	22世帯63人
みやおか 宮丘地区②	25世帯72人	下梨野舞納 地区①	21世帯45人
みやおか 宮丘地区③	15世帯45人	下梨野舞納 地区②	21世帯60人
みやおか 宮丘地区④	14世帯23人	下梨野舞納 地区③	23世帯57人
かしわぎ 柏木地区	30世帯51人	あだち 安達地区①	16世帯63人
ヤチナイ地区①	29世帯69人	あだち 安達地区②	18世帯44人
ヤチナイ地区②	25世帯96人	まつざと 松里地区①	22世帯45人
リヤムナイ中央地区 ①	29世帯64人	まつざと 松里地区②	18世帯35人
リヤムナイ中央地区 ②	23世帯47人	北電社宅地区 ①~④	193世帯288人

* 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

※ 緊急配布では、必要に応じて町村職員が衛星携帯電話等により、保健所等の医師に確認を実施。

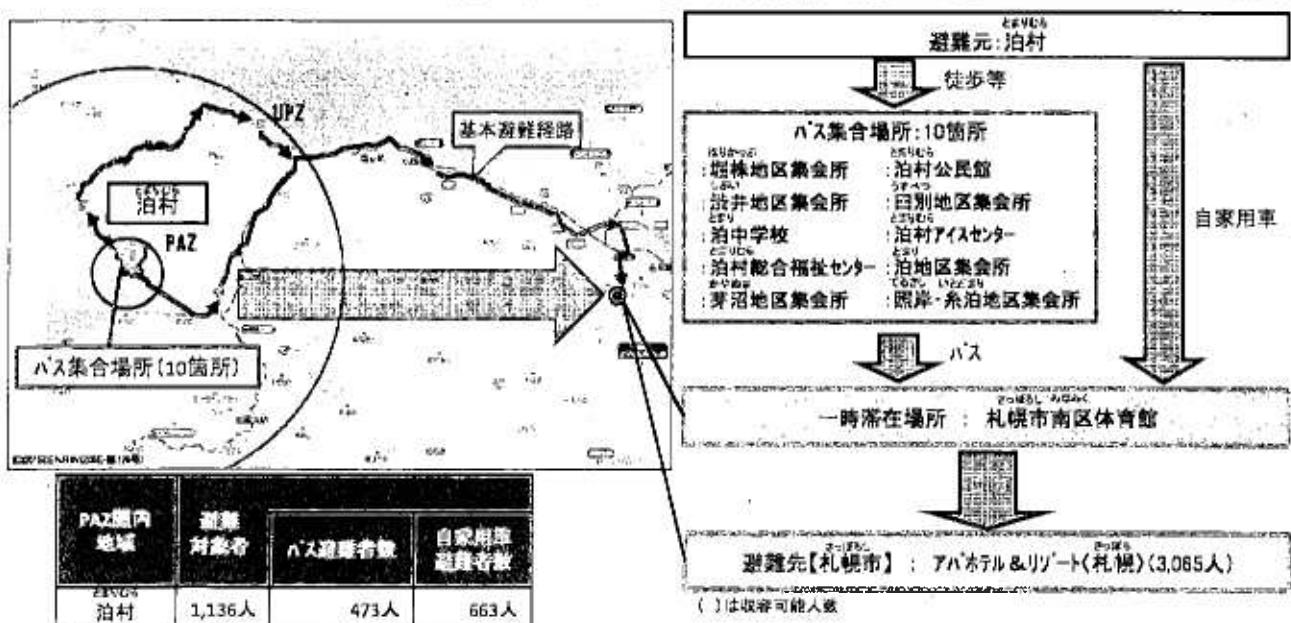
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応

＜対応のポイント＞

1. バス避難に必要となる輸送能力を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を配布していない者等に、緊急配布すること。

泊村におけるPAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

- 泊村におけるPAZ圏内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により札幌市の
一時滞在場所(札幌市南区体育館)を経由し、避難先(アパホテル＆リゾート(札幌))に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスで一時滞在場所を経由し、避難
先に避難。



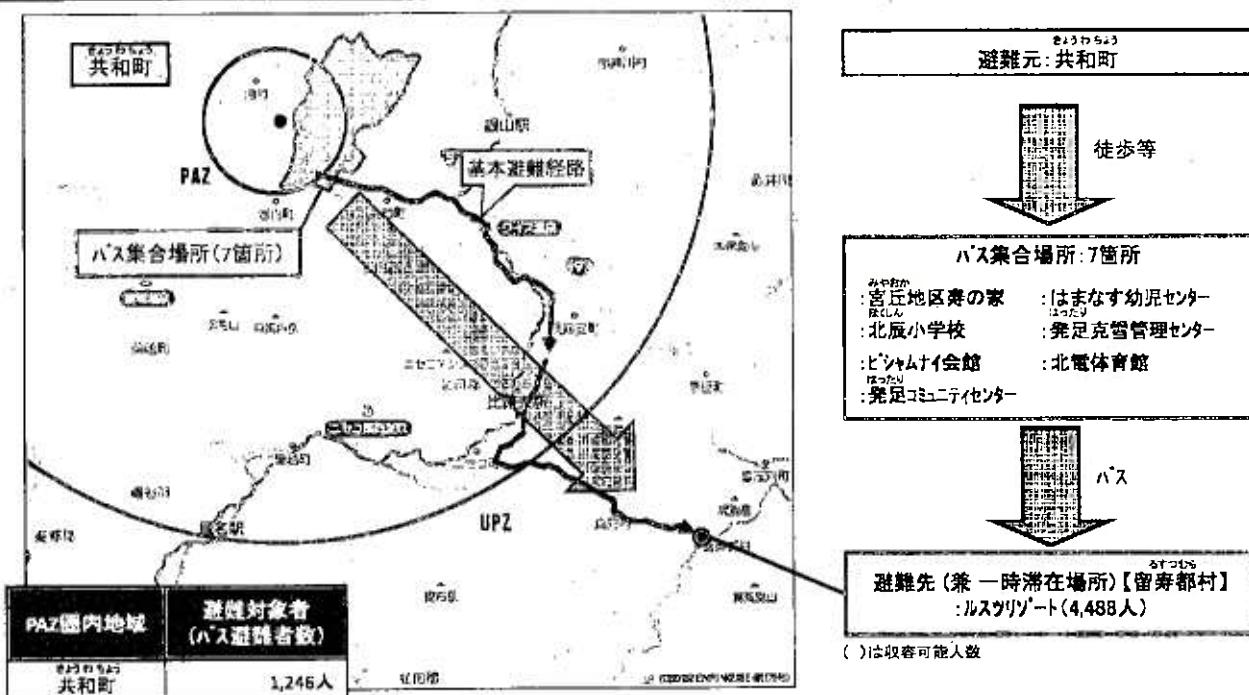
※1 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知

※2 避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある

きよみわくちよう 共和町におけるPAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- ④ 共和町におけるPAZ圏内の住民については、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより留寿都村の避難先(ルスクリゾート)に避難。



※1 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知

※2 避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある

43

泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約470人分・バス17台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請。
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力

指定乗車人数*	必要車両台数	備考
バスにより避難する住民	473人	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P46】

* 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

泊村における全面緊急事態での輸送能力の確保

	確保車両台数	備考	
		バス	
(A) 必要車両台数	17台		
(B) 確保車両台数	計17台以上		
確保先	北海道バス協会	17台以上	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数(252台)

* 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

44

共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約1,240人分・バス34台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請。
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

＜共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

全面緊急事態で避難する住民	1,246人	34台	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P47】
---------------	--------	-----	---

※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

＜共和町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

(A) 必要車両台数	34台	
(B) 確保車両台数	計34台以上	
確保先	北海道バス協会	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台

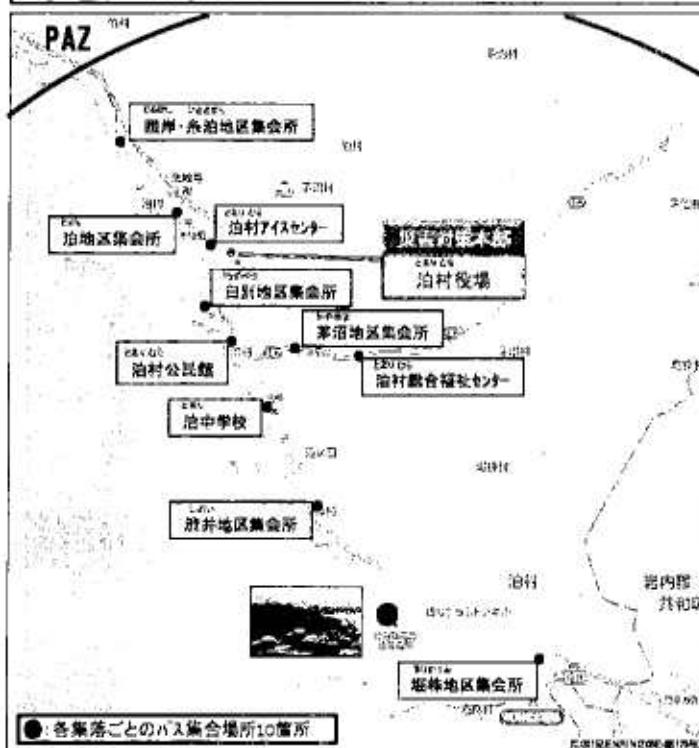
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

45

泊村におけるバス避難の住民の数

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内のバスにより避難する住民は合計約470人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



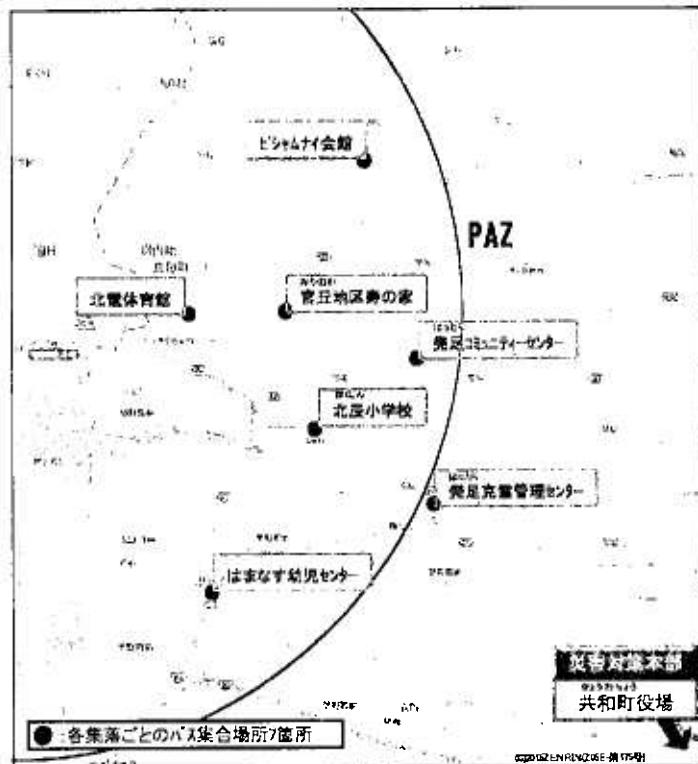
バス集合場所	バス必賃台数
堀株地区集会所	60人 2台
浜井地区集会所	9人 1台
泊中学校	41人 2台
泊村総合福祉センター	59人 2台
茅沼地区集会所	60人 2台
泊村公民館	50人 2台
臼別地区集会所	31人 1台
泊村アイスセンター	16人 1台
泊地区集会所	39人 1台
照岸・糸泊地区集会所	108人 3台

※ 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

46

共和町におけるPAZの住民の数

- 共和町におけるPAZ圏内のバス避難の住民数は合計約1,240人。
- 共和町では、7箇所のバス集合場所を設置し、住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



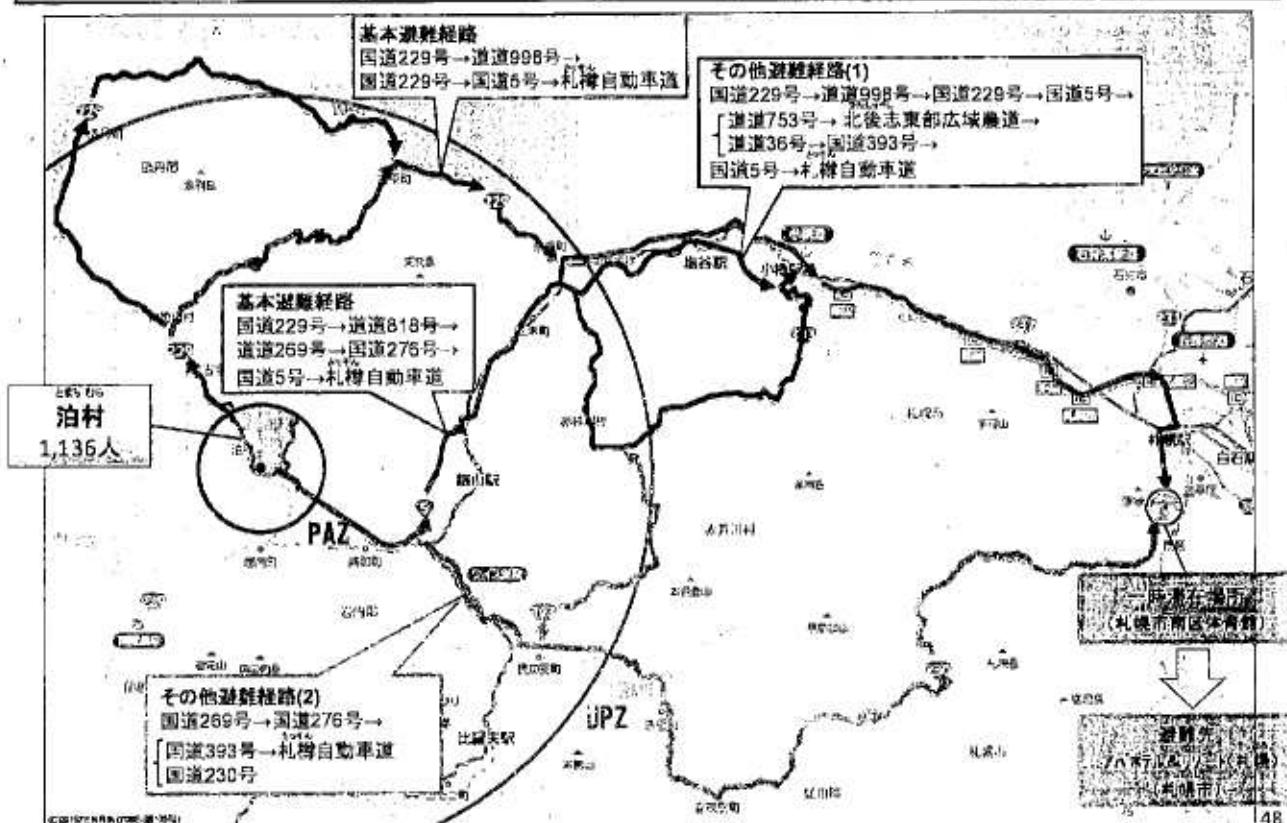
地区名	人数	台数
富丘地区寿の家	75人	2台
北辰小学校	21人	1台
ビシャムナイ会館	61人	2台
発足コミュニティーセンター	143人	4台
はまなす幼稚センター	290人	8台
発足克雪管理センター	151人	4台
北電体育館	505人	13台
合計	1,240人	34台

※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

47

泊村におけるPAZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

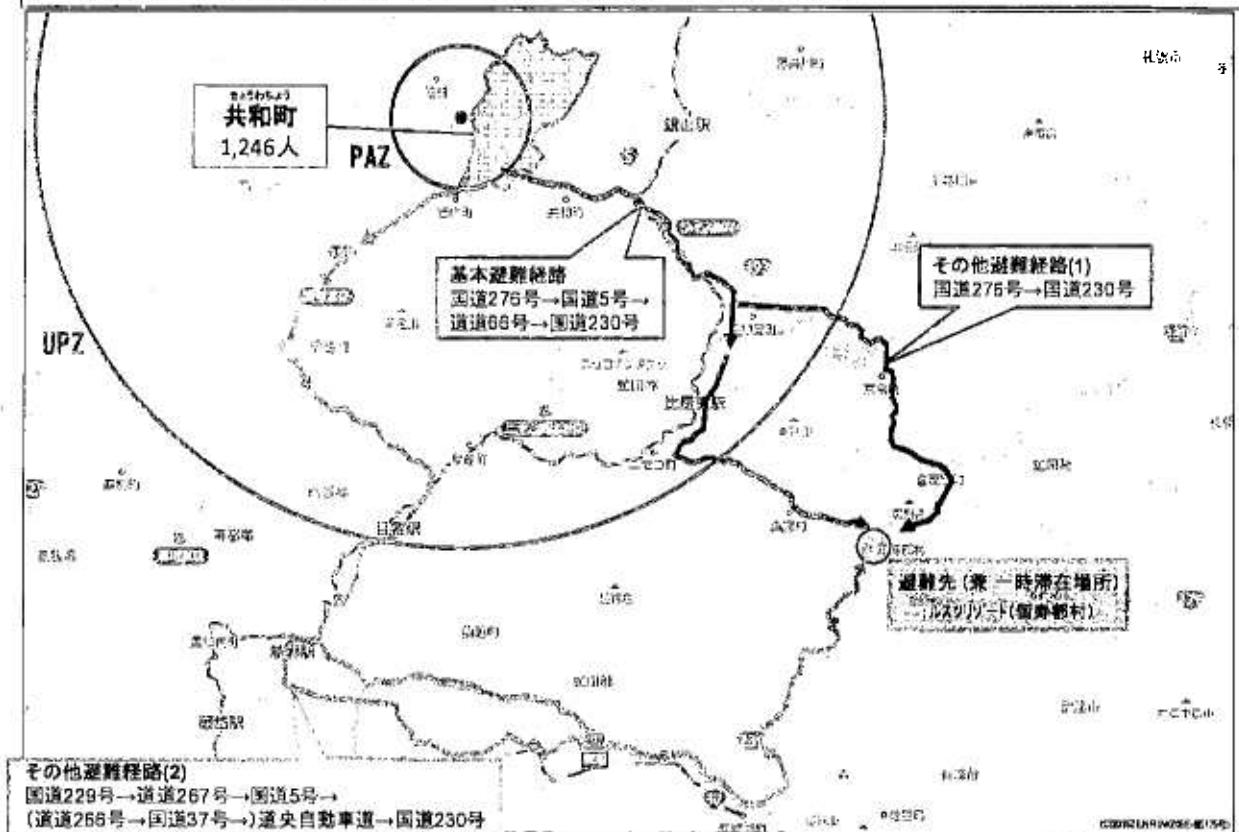
- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



48

さとうわらとう 共和町におけるPAZ圏内から避難先までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



49

避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機能付信号機や北海道、泊村及び共和町、北海道警察による主要交差点における交通整理等の交通対策を行う。

泊地帯における交通対策

交通誘導対策
自家発電機能付の信号機の設置や主要交差点等における町村職員や北海道警察職員等による交通整理を行い、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策
日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板等を活用した広報
光ピーチンを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

交通規制対策
必要に応じた原子力発電所方面への車両等の進入の抑制や主要交差点における信号操作等により避難の円滑化を図る

【凡例】

- : 自家発電機能付信号機
- : 交通整理地点
- : 交通規制地点
- : 交通情報板
- : 道路情報板

50